

前橋市監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、出資
団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年1月6日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	田	村	盛	好
同	金	井	清	一

内 監
令和3年1月6日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前 橋 市 議 会 議 長 鈴 木 俊 司 様

前橋市監査委員 根 岸 隆 夫
同 田 村 盛 好
同 金 井 清 一

出資団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、出資団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

出資団体監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

2 監査対象団体

本市が資本金など4分の1以上を出資又は出捐している団体（出資団体）のうち、下記の団体を抽出し監査しました。

公益財団法人前橋観光コンベンション協会（所管課：観光振興課）

3 監査期間

令和2年11月11日から令和3年1月6日まで

4 監査対象

令和元年度における当該団体への出資に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和2年度も対象としました。

5 監査委員の除斥

阿部忠幸監査委員については、令和元年度において公益財団法人前橋観光コンベンション協会の顧問に就任していたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により、除斥としました。

6 監査方法

出資に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、団体から概要聴取を行い、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

（団体関係）

- ・出資目的に沿った事業運営が行われているか。
- ・会計規程等諸規程は整備されているか。
- ・会計規程等にのっとり経理処理がされているか。また、事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ・出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

（所管課関係）

- ・出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ・出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

7 監査結果

(1) 公益財団法人前橋観光コンベンション協会

出資団体に係る出納その他の事務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) 観光振興課

公益財団法人前橋観光コンベンション協会への出資団体に係る事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。